

令和 5 年 5 月 2 日現在

機関番号：32406

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01424

研究課題名(和文) 患者の事前指示及び医療代理制度に関する比較法的研究

研究課題名(英文) Emerging legal and bioethical issues associated with decision-making in end-of-life stage: A comparative study

研究代表者

神馬 幸一 (JIMBA, KOICHI)

獨協大学・法学部・教授

研究者番号：60515419

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：近年、ドイツ語圏における臨死介助法制は、「手続化(Prozeduralisierung)」と称される理論を参考にしながら、臨死介助の許容性自体を「患者の事前指示(Patientenverfügung)」に代表化される手続的規定に関連付ける状況が垣間見える。本研究では、そのような当地の議論状況を紹介した。更に、この手続化の傾向は、實際上、個人における自己決定を第三者に移譲する医事法的な傾向としても考察される。しかし、それによれば、臨死介助法制は、客観的基準による判断が重視される結果として、臨死介助法制の「官僚化(Buerokratisierung)」を生じさせるとして懸念されている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

いわゆる終末期医療の臨床現場を巡る悩ましい問題に関して、我が国では、従前から各関連機関ないし団体により、各種指針が策定されている。ただし、このような各種指針による手続の順守が実体(刑)法上、どのような効果をもたらすかは、実際のところ、明らかではない。

このような問題意識に対応する学問的視点として、特に、ドイツ語圏の法学分野では、「手続化(Prozeduralisierung)」と呼称される鍵概念が考察されてきた。本研究は、具体的立法例も確認しながら、かかる手続化論における議論内容を紹介するものである。それにより、我が国における将来的な規制化の方向性にも、一定の示唆が得られるものと思われる。

研究成果の概要(英文)： In recent years, assisted dying legislation in German-speaking countries has come to refer to a theory called "proceduralization (Prozeduralisierung)". It relates the permissibility of assisted dying itself to a procedural (formal) rule represented by the "Patientenverfügung" (patient's advance directive). This study introduces such a situation of discussion in the region.

Furthermore, this trend toward proceduralization can be considered as a tendency in medical law to transfer individual self-determination to a third party in practice. However, according to such proceduralization, assisted dying legislation may also lead to a disregard for self-determination regarding death because of the emphasis on objective criteria for judgment. In this sense, the "bureaucratization (Buerokratisierung)" of assisted dying legislation is also a concern.

研究分野：刑事法, 医事法

キーワード：終末期医療 臨死介助 医師介助自殺 患者の事前指示 手続化(Prozeduralisierung) 官僚化(Buerokratisierung)

1. 研究開始当初の背景

延命処置中止を巡るドイツ語圏の議論内容は、最近 10 年の間で大きく変容し、特に、民事法上、延命処置中止に関連する法整備が相次いで進展してきた。例えば、患者の事前指示 (Patientenverfügung) に関しても、オーストリアで 2006 年に特別立法 (事前指示法) が施行されたことを皮切りに、ドイツでも、2009 年の第 3 時世話法改正により、患者の事前指示に関する規定が整備され (成立時ドイツ民法旧第 1901 条 a 以下、現行ドイツ民法第 1827 条)、スイスでも、2013 年以降、同様の規定が施行されている (スイス民法第 370 条以下)。

これらのドイツ語圏における民事法上の動向に対して、刑事法上、何が許される延命処置中止であるのかの根拠は、当地でも不明確な状態にある。それは、関連する他殺類型としての同意殺人規定と自殺類型としての自殺関与規定における解釈論として議論が展開されてきた。

従って、以上のようなドイツ語圏の法的状況をまとめるならば、民事法上の法整備により、拘束力を伴うかたちで高められた「患者の自己決定権」を眼前にして、どのように刑法上の議論を対応させるべきかは、ここ数年、当地における法的議論の焦点とされてきた。確かに、この患者の自律を人生の最終段階においても反映させる制度により、自己決定権の可能性を促進しようとしてきた民事法上の規定は、法秩序の統一性という観点から、刑法的にも妥当なかたちで解釈・運用される必要がある。本研究開始当初のドイツ語圏における法的状況は、このように要約することが可能である。

2. 研究の目的

我が国は、未だ、上記「研究開始当初の背景」で述べたドイツ語圏のように、民法と刑法の間での緊張関係が生じる法制度的状況にはない。なぜなら、患者の事前指示に関連する法的規定を有しておらず、また、成年後見・任意後見制度にも、医療代理は含まれていないからである。

しかし、今後、多死社会を迎えるに当たって、我が国における民法の制度上も、患者の事前指示及び医療代理に関する法整備を導入していくかたちで進展していくように思われる。そのような状況が見込まれるにもかかわらず、民法上、議論されている患者の事前指示及び医療代理に関する法整備と刑法における自殺・他殺規制との調整に関して、その学問的知見は、従前、我が国で十分に蓄積されてはきたとはいえない。その調整原理を比較法的な観点から明確化することが本研究の目的である。

3. 研究の方法

第 1 に、「規制内容」に関する確認作業が必要である。ここにおいては、患者の事前指示及び医療代理に関する公的規制の設定により、どのような影響が医療現場に生じるのかというような実務的な問題も対象となる。

第 2 に、「規制手続」に関する検証が必要である。患者の事前指示及び医療代理に関する公的規制を設ける場合、関係者間の利益対立を効果的に調整する手続が必要となる。特に、そのような規制により影響を受ける患者家族の状況も考慮する必要性が生じる。この点に関して、法的・倫理的・社会的妥当性を有する制度設計の在り方を検討する。

また、そのような研究内容を達成するために、単なる文献調査に留まらず、主として国内外における研究機関への調査訪問を行う。

4. 研究成果

ドイツ語圏の民事法的制度として定められている事前指示の手続が履践されている場合、そのような当事者の態度は、刑法上、どのような意味を有するのかという問題に関して、その議論状況を要約すれば、以下ようになる。

多くの学説では、そのような当事者は、民法上の手続を履践している限りで、刑法的にも不可罰であると想定されている点で基本的な合意が得られている。その論拠は、「法秩序の統一化と矛盾からの解放 (BGH, Urt. v. 25. 6. 2010 [プッツ事件] 第 25 段落; Fateh-Moghadam/Kohake, ZJS 2012, S. 102; Stoffers, Behandlungsabbruch zwischen Betreuungsrecht und Strafrecht, S. 538; Walter, ZIS 2011, S. 81)」という発想に加えて、当事者における法的安定性の確保が挙げられている。すなわち、事前指示の手続は、将来的な法益侵害ないしは各々の刑法的な意義を有する行為の事前審査を可能にする (BT-Drs. 16/8442 [第 3 次世話法改正の法案注釈], S. 3; Eicker, Die Prozeduralisierung des Strafrechts, S. 206 f.; Saliger, KritV 2001, S. 390; Verrel, KritV 2001, S. 452)。確かに、この機能は、刑法において欠いているものである。刑法は、原則として、侵害行為に続いて行われる刑事訴訟によってのみ事実が明らかにされ、それにより、法的明確性が提供される。しかし、このような事後の審査では、実存的な危機的 (緊急的) 状況下にある患者及び関係当事者に対して、正当な対応ができないものと当地では考えら

れている。

ただし、この手続履践の不可罰的効果は、当事者が手続上の要件を順守したにもかかわらず、それが患者の真意に沿わなかったという「実体的不法のみ」が現実化した場面にも、問題視される。以下では、そのような場面における様々な刑法的論拠付けに関して、簡単に紹介する。

(1) 違法性阻却事由説

事前指示における手続履践を正当化事由として把握する見解がある (Francuski, *Prozeduralisierung im Wirtschaftsstrafrecht*, S. 199 f.; Sternberg-Lieben, in: *FS Roxin*, S. 552; 事前指示法導入以前の法的状況においても同様に, Saliger, *KritV* 1998, S. 139 f.)。かかる民法規定において、必ずしも刑法的な正当化論拠が規範化されているわけではない一方で、その手続履践をもって、その合理性 (判断の正しさ) に起因する正当化の論拠が見出されるものとされている。

この見解を支持する Popp によれば (Popp, *ZStW* 118 [2006], S. 639 ff.), この判断の正しさを事後的に見直すことも、原則的に可能だとされている。しかし、事後的に、この推定の誤りが判明した場合であっても、当事者は「常に『正しい』とは言えない一方で、常に合法的に」行動したとされる (Popp, a.a.O., 670ff.)。すなわち、それは、手続的予防策により実体的に獲得された独自の正当化力を生じさせるものである。この文脈における手続的正当化は、比喩的に言えば、手続関与者に違法性阻却の水準における「安全網」を提供するものであり、事後的に、すなわち、正当化の実体法的水準を介して確立されている患者の推定的同意の網から零れ落ちた場合に、その者を拾い上げるものと考えられている。

(2) 責任阻却事由説

一方、手続履践を違法性阻却事由として整序することに対しては、それにより違法な侵害の存在が欠落し、患者に有利な部外者の緊急的措置が否定されざるを得ないとして批判されている (Rissing-van Saan, *ZIS* 2011, S. 548; Stoffers, a.a.O., S. 543 f.; Verrel, *KritV* 2001, S. 451; Hörr, *Passive Sterbehilfe und betreuungsgerichtliche Kontrolle*, S. 357 ff.)。すなわち、治療中止が實際上本人の真意に反して手続履践のみにより正当化されようとしている場合、かかる真意 (不同意) を知っている部外者は、それを適法に救助できないことになる。

そこで、手続履践を主観的な水準においてのみ考慮するという見解も主張されている (そのような見解の紹介として, Ströhlein, *Prozedurale Lebensschutzkonzepte des Medizinstrafrechts*, S. 257 f.)。もし事後的に、例えば、患者の事前指示が発見され、関係者が入念に意思を探知するための手続を順守したにもかかわらず、患者の推定的意思 (不同意) を見逃していたことが判明した場合、それは、刑法上、錯誤の問題となり得る。当地の判例上、不可罰的な治療中止の問題が違法性の水準に位置付けられるのであれば、それは「許容構成要件における錯誤 (Erlaubnistatbestandsirrtum : 責任故意阻却)」の有無が検討されなければならない (異論として, Schöch, *NStZ* 1995, S. 156 は、「禁止の錯誤 [Verbotsirrtum] : 責任阻却」を想定する)。許容構成要件における錯誤に関する通説的見解によれば、刑法第 16 条第 1 項第 1 文 (いわゆる法律効果を退ける制限責任説) を適用することにより、故意責任を阻却することができる。更に、刑法第 16 条第 1 項第 2 文に関連付けられる過失非難も、手続履践により、阻却されるものとされている。

以上の見解によれば、手続規定は、刑法上の責任阻却判断を下すための基準として利用されるものと主張されることになる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計24件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 8件）

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 88(4)
2. 論文標題 高齢被收容者に対する終末期ケアの現状と新たな課題 比較法の観点から	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 犯罪学雑誌	6. 最初と最後の頁 114-123
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 119
2. 論文標題 オーストリアの新しい自殺幫助法制に関わる連邦政府案注釈（1）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 横303-横325
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 37
2. 論文標題 医業概念における「医療関連性」要件の正体は何か	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 年報医事法学	6. 最初と最後の頁 35-43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 118
2. 論文標題 オーストリアにおける新しい自殺幫助法制（含：「臨死指示法の制定並びに麻薬法及び刑法の改正に関する連邦法」全文訳）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 横93-横159
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 2512
2. 論文標題 疼痛緩和を意図した鎮痛剤投与における推定的同意の総合評価[ドイツ連邦通常裁判所第2刑事部2020.5.26決定]	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 128-129
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 117
2. 論文標題 オーストリア憲法裁判所2020年12月11日判決：オーストリア刑法第78条の部分的違憲性(3・完)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 横319-横342
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 36
2. 論文標題 ドイツ及びオーストリアにおける医師介助自殺に寛容な判例動向	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 年報医事法学	6. 最初と最後の頁 245-250
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 2494
2. 論文標題 自殺関与(オーストリア刑法第78条)の部分的違憲性[オーストリア憲法裁判所2020.12.11判決]	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 114-117
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 116
2. 論文標題 オーストリア憲法裁判所2020年12月11日判決：オーストリア刑法第78条の部分的違憲性（2）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 横365-横416
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 115
2. 論文標題 アロイス・ピルクルパワー『自殺関与（刑法第78条）の部分的違憲性：判決の初見分析及び発展的考察』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 横319-横342
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 115
2. 論文標題 オーストリア憲法裁判所2020年12月11日判決：オーストリア刑法第78条の部分的違憲性（1）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 横343-横384
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 114
2. 論文標題 ドイツ連邦憲法裁判所第2法廷2020年2月26日判決：ドイツ刑法第217条の違憲性（3・完）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 横345-横398
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 111号
2. 論文標題 矯正施設における終末期ケアの在り方(3・完)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 横79-横100
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 2021年2月号
2. 論文標題 生殖補助医療を巡る法の在り方	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 三田評論	6. 最初と最後の頁 96-97
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 2456号
2. 論文標題 「業としての自殺援助罪(ドイツ刑法第217条)」の違憲性 [ドイツ連邦憲法裁判所2020年2月26日判決]	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 140-143
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 2438号
2. 論文標題 患者の自殺に際して医師の救助義務を否定した事例 [ドイツ連邦通常裁判所2019年7月3日判決]	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 128-129
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 113号
2. 論文標題 連邦憲法裁判所『業としての自殺援助禁止の違憲性』報道資料2020年12号(2020年2月26日付け)補足編集版	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 横459-横477
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 113号
2. 論文標題 ドイツ連邦憲法裁判所第2法廷2020年2月26日判決:ドイツ刑法第217条の違憲性(2)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 横423-横458
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 112号
2. 論文標題 ドイツ連邦憲法裁判所第2法廷2020年2月26日判決:ドイツ刑法第217条の違憲性(1)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 横471-横525
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 108号
2. 論文標題 ドイツにおける行状監督制度の現状と課題(2・完)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 横101-横127
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一 = 旗手俊彦 = 宍戸圭介 = 瓜生原葉子	4. 巻 34号
2. 論文標題 臓器移植医療の過去・現在・未来	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 年報医事法学	6. 最初と最後の頁 36-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 109号
2. 論文標題 矯正施設における終末期ケアの在り方(1)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 横133-横154
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 神馬幸一	4. 巻 110号
2. 論文標題 矯正施設における終末期ケアの在り方(2)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 横61-横83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Koichi Jimba	4. 巻 Vol. 38 No. 4
2. 論文標題 Emerging Legal and Bioethical Issues Associated with End-of-Life Care for Elderly Prisoners in Japan	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Medicine and Law	6. 最初と最後の頁 597-610
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 神馬幸一
2. 発表標題 臨死介助法制における「手続化」と「官僚化」の相克 オーストリアにおける最近の改革を参考にして
3. 学会等名 日本医事法学会第52回研究大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 神馬幸一
2. 発表標題 「医業概念における『医療関連性』要件の正体は何か？」『ミニシンポジウム：「医行為」と刑罰による「医業」独占の意味
3. 学会等名 第51回日本医事法学会研究大会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 神馬幸一
2. 発表標題 「精神科身体合併症医療を巡る医事法的問題」『シンポジウム：精神疾患を抱える人の身体合併症医療の法・倫理と実践
3. 学会等名 第34回日本総合病院精神医学会総会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 神馬幸一
2. 発表標題 一般演題：なぜ、オーストリアは、自殺幫助罪を違憲と判断したのか 当地の医師介助自殺に寛容な判例動向の分析
3. 学会等名 日本生命倫理学会第33回年次大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 神馬幸一
2. 発表標題 「ドイツ及びオーストリアにおける 自殺関連規定違憲判決の概要」『ワークショップ：自殺関与罪の動向
3. 学会等名 日本刑法学会第99回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Koichi Jimba
2. 発表標題 Poster Session: Emerging Legal and Bioethical Issues Associated with End-of-Life Care for Elderly Prisoners in Japan
3. 学会等名 25th Annual World Congress on Medical Law and Bioethics (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 神馬幸一
2. 発表標題 高齢被収容者にとっての『善い死』とは何か
3. 学会等名 日本生命倫理学会第31回年次大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 井田良, 城下裕二 (編)	4. 発行年 2023年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 416
3. 書名 刑法各論判例インデックス (第2版)	

1. 著者名 樋口亮介, 深町晋也, 小池信太郎, 佐藤拓磨, 仲道祐樹, 神馬幸一	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法務省刑事局	5. 総ページ数 292
3. 書名 刑事法制資料 ドイツ刑法典	

1. 著者名 神馬幸一	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 490
3. 書名 ビギナーズ犯罪法「第21講 医療に関する犯罪」	

1. 著者名 神馬幸一	4. 発行年 2020年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 360
3. 書名 精神科医療と医事法「5 司法精神医学と医事法」	

1. 著者名 神馬幸一	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 224
3. 書名 刑法判例百選 総論(第8版)「治療行為の中止 川崎協同病院事件」	

1. 著者名 神馬幸一	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 310
3. 書名 令和元年版重要判例解説「入れ墨（タトゥー）の施術と医師法17条にいう『医業』の内容となる医行為」	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------